

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年2月17日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 鎌田基志

平成15年度定期監査結果報告等について

第1 教育委員会教育部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成15年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
教 育 委 員 会 教 育 部	総 務 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課 (少年育成センター) (生涯学習センター) 人 権 教 育 課 市 民 ス ポ ー ツ 課 (全国スポレク祭推進室) 教 育 文 化 研 究 所 高 松 第 一 高 等 学 校	平成15年4月1 日から平成15年 10月31日まで に執行した事務お よび財務に関する 事務の執行	平成15年11月4 日から平成16年1 月8日まで

(2) 監査の方法

平成15年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、小・中・高等学校の施設、防火管理および警備・安全管理について実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 行政財産の目的外使用許可伺決裁の事務処理を適正に行うべきもの
前田小学校内における防犯灯柱の設置および川島集会所内における第一種電気通信事業用ケーブル布設の行政財産の目的外使用許可伺決裁では、高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号ならびに高松市事務決裁規程別表第1管財および用品の表第2項等の規定に基づいた事務処理がされていないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの規定に基づき、適正に行われたい。

（総務課，社会教育課）

イ 物品供給（製造）等の契約の遅延利息を適正な率で約定すべきもの
高松市契約規則第35条の遅延利息の率が平成15年4月1日から、

年 8 . 2 5 パーセントから年 3 . 6 パーセントに変更されているにもかかわらず，グランドピアノおよびアップライトピアノの物品供給（製造）契約書ならびにスタインウェイピアノ調律単価契約の請書の条項のうち，違約金等延滞利息の条項の率が変更前のもので約定されているので，今後，これらの契約と同種の契約をしようとする場合は，同規定に基づき，適正な率で契約されたい。

（総務課，高松第一高等学校）

ウ 事務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

高松市生涯学習情報システムおよび高松市公共施設利用総合情報システムの電子計算機およびプログラム・プロダクトの保守業務委託ならびに高松第一高等学校職員室等コンピューター機器賃貸借の契約内容は，個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず，その契約書には，受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので，今後，これらの契約を締結しようとする場合には，「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき，個人情報が適正に取り扱われるよう，契約条項を改められたい。

（社会教育課（生涯学習センター），市民スポーツ課，高松第一高等学校）

エ 遊具体育器具設備保守点検業務委託の履行確認等を適正にすべきもの

遊具体育器具設備保守点検業務委託契約書の仕様書では，受託者は，点検業務後の事故発生に備えて，損害賠償責任保険に加入するものと定められているが，受託者から提出された業務完了届には，損害賠償責任保険に加入したことを証する証書類の写しの添付がなく，適正な履行確認ができていないので，今後は，受託者に対し，証書類の写しを提出させるよう指導するとともに，これにより履行確認を行うなど，高松市契約規則第 3 0 条第 1 項の検査を適正に行われたい。

また，同保険加入の義務付けの定めは，契約の基本的事項であるため，今後は，仕様書の一項目として定めるのではなく，契約書の条項

として約定されたい。

(総務課)

オ 全国中学校体育大会参加生徒派遣補助の事務処理を適正にすべきもの

平成15年度全国中学校体育大会参加生徒派遣補助事業について、補助金等交付申請書に添付されている収支予算書は、交付申請額だけを、また、補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書は、補助金の額だけを内容とする収支関係を示したものであり、事業総経費の具体的な収支関係が把握できないので、今後は、補助金交付申請者に対し、事業総経費の収支関係の内訳が明確に分かるものとするよう、指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や精算確認を行うなど、適正な事務処理を行われたい。

また、当該補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定による概算交付をしているにもかかわらず、事業完了後に補助金を交付する場合に用いる補助金等交付指令書で、その事務処理がなされているので、同項に定める様式による適正な事務処理に改められたい。

(学校教育課)

カ 業務委託契約の仕様書を適正に作成すべきもの

高松市知的障害者青年教室テーブルマナー講習業務委託に伴う支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されておらず、また、地区公民館消防用設備保守点検業務委託に伴う支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されているものの、保守点検の対象となっている火災報知器などの消防用設備の具体的な種別およびその数量に関する事項の記載がなく、委託業務の範囲が明確に示されていないので、今後、これらの業務委託契約を締結しようとする場合には、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(社会教育課)

キ 高松市体育施設の管理運営業務委託の仕様書を適正に作成すべきもの

高松市体育施設（高松市総合体育館ほか9施設）の管理運営の委託
伺決裁には、委託する対象施設を記載した関係書類が添付されている
ものの、施設の維持管理の具体的な業務やスポーツ教室その他の事業
等に関する事項の記載がなく、委託業務の範囲が明確に示されていな
いので、今後、契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎
となる業務内容が明確になるよう、高松市契約規則第18条第2項の
規定等に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

（市民スポーツ課）

ク 見積徴取伺決裁等の事務処理を適正にすべきもの

マルチメディア教室コンピューター機器の賃貸借ほか3件の見積徴
取伺決裁において、随意契約、契約保証金または連帯保証人の根拠規
定を誤って記載しているものなどが見受けられたので、今後、これら
の契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根拠規定を記載す
るなど、地方自治法その他の関係諸規程の規定に基づき、適正に事務
処理されたい。

（高松第一高等学校）

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

高松市西部運動センター体育館ロビーの使用料を適正な額で徴収すべ
きもの

(ア) 改善を要する事項

高松市西部運動センター体育館ロビーの卓球用具販売所設置の使
用料は、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例別表に規
定する建物の使用部分の電気、水道、ガス、冷暖房および清掃に要
する費用ならびに共益費等の実費に相当する額を加算しないまま算
定され、当該申請者にその使用料を納入させているので、同条例別
表の規定に基づき、適正な使用料の額を算定し、申請者に対し、使
用料の追加徴収を行うなど、適正な措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例別表の規定に基

づき、適正な使用料の額を算定し、使用料の追加受入れの決裁を受けた後、当該申請者に請求し、平成16年1月16日に使用料の不足額の納入があったことを確認した。

(市民スポーツ課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 児童の安全対策の強化について

児童の登下校における不審者対策として、各小学校と関係団体（PTA、地元の青少年健全育成会等）が連携して、連絡網の整備や通学路上での指導・監視（パトロール）体制の強化により児童の安全管理体制を充実させ、また、校内での不審者対策として、防犯訓練の実施や訪問者の対応マニュアルに基づく対応を行うなど、各小学校の管理体制に見合った実効性のある取組への努力がなされている。

しかしながら、本監査期間中、また、1月30日に、市内で、下校中の児童への殴打事件があるなど、登下校時等の児童の安全面での環境は、ますます厳しい状況になっている。

このような中、校内の安全確保と危機管理を図るため、小学校等への監視システムの全市的な整備が検討されているが、ハード・ソフト両面にわたり、児童の安全対策について、より一層の整備・充実に努められたい。

(総務課、学校教育課)

(2) 実験教材として使用しなくなった薬品（試薬）の取扱いについて

小学校で長期保管している薬品（試薬）で、実験教材として使用しなくなったものについては、中学校等に移管し、その有効利用を図るなど、必要な措置を講じるとともに、これらの薬品のうち、毒物及び劇物取締法第2条に規定する「毒物」および「劇物」に該当するものについては、盗難等の事故防止の面から、専門業者による廃棄処分を行うなど、適正な保管・管理に努められたい。

(学校教育課)

(3) 学校図書館用図書の出納保管事務について

破損等により不用となった学校図書館用図書および幼稚園用図書は、各学校および各園で、毎年度、学期ごとに、相当冊数が廃棄処分され、頻繁かつ継続的に図書の廃棄処分が行われているにもかかわらず、その事務処理は、各学校長および各園長から廃棄しようとする図書の図書名、購入年月日、規格、数量、金額および廃棄理由を手書きで記載した備品廃棄申請書を所管課に提出させ、不用品の処分の専決者および教育委員会の物品出納員に廃棄許可の決裁を受けるなど、事務処理上非効率なものとなっているので、事務の簡素効率化の観点からの事務処理方法の見直しも行われたい。

加えて、学校備品の出納保管の事務について、その事務手続が明確になるよう、事務処理方法の整理や改善も行われたい。

(学校教育課)

(4) 留守家庭児童会での余裕教室の活用について

高松市留守家庭児童会の開設教室については、平成11年度以降、3校区で、業者から賃借したプレハブ教室による使用から小学校の余裕教室による使用に移行しているが、今後とも、経費節減および施設の有効利用を図るため、各校区の児童数の推移や教室の利用状況等を見据えて、積極的に余裕教室を活用されたい。

(社会教育課)

第2 今回の監査の結果を踏まえての監査委員の総括的意見等

1 適正な事務処理体制の確立について

改善を要する事項については、なぜ指摘したような事項が生じたのか、また、その原因はどこにあるのかを見極めるとともに、創意工夫を凝らし、事務の効率化や簡素化をも考慮した事務改善に積極的に取り組むなど、適正な事務処理体制の確立に努められたい。

2 契約事務の改善への全庁的な取組等について

(1) 契約事務処理方法の見直しについて

香川県においては、契約の競争性の確保等を図るため、平成15年11月に「契約方法改善指針」を制定し、すべての随意契約を総点検し、その事務処理方法の見直しに取り組んでいる。

一方、本市においても、工事等の入札および契約手続における透明性の確保と公正な競争を促進するため、高松市入札監視委員会を設置するなど、取組を進めているが、財政状況が極めて厳しいことなどを踏まえ、業務委託等の随意契約の事務処理に関しても、より一層適正かつ妥当なものとなるよう、地方自治法等の関係諸規定および市の通達・通知などに加え、他の地方公共団体の運用例等を参考にすのほか、前例を踏襲することなく、その処理の在り方について、契約の競争性や透明性の確保等とともに、経費削減の観点から、更に精査・検証を行い、事務改善をも含めた全般的な見直しを行われたい。

特に、業者の入替えや追加等により競争性を高め、より適正な価格での契約を行う具体的な取組の一つとして、契約事務を所掌する課その他の関係課においては、契約の見積取引に用いる見積業者等一覧表に、前年度の契約実績額や見積取引業者を記載できるよう、様式の改正等を検討されたい。

(2) 委託契約等の仕様書の作成について

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことを規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、今回の教育委員会教育部の定期監査および今年度の土木部および消防局の定期監査で、その事務が適正に行われていない事例が見受けられた。

仕様書は、人員、日数、回数、業務範囲その他の業務内容を明確に示すなど、予定金額または見積金額の積算基礎となるものであるため、各課においては、業務内容が必要かつ最小限の範囲内であるかを精査し、

特に、毎年度継続して契約されるものである場合にあっては、前年度の仕様書の記載事項を漫然と踏襲することなく、経費削減の面からの検討を加え、その内容が適正なものとなるよう、業務内容の整理や見直しを行った上で、仕様書を作成するとともに、契約事務を所掌する課においては、仕様書の作成が適正に行われていない事例があることを踏まえ、全庁的に、適正な事務処理がなされるよう、周知徹底等を行われたい。

(3) 施設の業務委託契約事務の簡素効率化等について

今回の教育委員会教育部および前年度の環境部の監査で、女木・男木地区の公共施設産業廃棄物処理委託や出先施設の廃棄物リサイクル回収業務委託など、複数の課にまたがる契約事務を一つの課で一本化し、見積徴取から契約締結に至る一連の契約事務を執って、極めて効率的かつ経済的な事務処理が行われている事例が見受けられた。

施設の維持管理委託等においては、委託業務の履行場所が近接し、かつ、委託業務の契約期間および処理方法が同じで、極めて共通性の高いものもあり、施設を所管する各課で、それぞれに契約事務を行うことは、非効率かつ不経済な面もあり、各課においては、これらの事務の集約や一本化などにより事務の簡素化を図るなど、より円滑かつ効率的な事務が行われるよう、その事務処理方法の整理や見直しを関係各課と協議・検討されたい。

また、事務の管理および改善に関する事務を所掌する課においては、契約事務の一本化が図られている運用例を参考に、各課の事務処理がより簡素効率化や経費の縮減につながるよう、関係各課への指導・助言や総合調整を行うとともに、契約事務を総括的に所掌する課の新設も、検討するなど、新高松市行財政改革計画に掲げる実施項目の早期実現に向けて積極的に取り組まれたい。

(4) 130万円以下の工事に伴う検査等の協力体制について

今回の教育委員会教育部の監査で、130万円以下の改修工事契約事務において、設計書の作成や竣工の検査などの専門的知識を持たない事

務吏員が任意に土木部建築課の技術吏員に依頼・協力を求めて事務処理されている事例が見受けられた。

市の財政状況が極めて厳しい中で、市有施設の維持管理については、その効率化および経費の節減を図るため、土木部建築課にあっては、新高松市行財政改革計画に基づき、施設ごとに、今後の長期修繕計画の策定を進める一方で、主管課が契約締結する130万円以下の工事についても、将来増加することが推察されることから、適正な施工方法の検討および設計金額の算定ならびに検査を実施できる体制を確立する必要がある。

このため、工事等に係る専門的知識を有する技術吏員が配属されている部局にあっては、施設維持管理の工事等に係る契約担当職員が事務吏員である課の130万円以下の工事について、必要に応じて、同一部局内の他課の技術吏員が、設計書を作成し、および検査に立会いするなど、部局内での協力体制の確立を検討されたい。

さらに、技術吏員が配属されていない部局では、土木部建築課から同様の協力体制が得られるよう、関係部局間で協議・検討されたい。

3 歳入予算の執行の事務改善および歳入確保への全庁的な取組等について

今回の教育委員会教育部の監査および前年度の健康福祉部の監査で、使用料の調定が誤っていたものや収入未済額が漫然と翌年度に繰り越されたものなど、収入事務が適正に行われていない事例が見受けられたので、収入事務を所掌する課においては、収入確保の観点から、より一層適正に事務処理が行われるよう、関係職員に周知徹底を図られたい。

加えて、極めて厳しい財政状況下、歳出は歳入によって賄われることを再認識し、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入などについて、その根拠法令等を熟知し、調定額、収入額等を常に的確に把握し、滞納等が生じないようにするなど、収入の適正な管理や未収金の徴収等、財政運営指針や予算執行方針に沿い、全力を挙げて所要財源の積極的な確保に努められたい。

第3 前回までの定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 高松市消防連合演習における会場設営業務および放送設備設営業務の委託の予定金額を明記し、仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市消防連合演習における会場設営業務および放送設備設営業務については、それぞれの業務ごとに随意契約による見積徴取が実施されているにもかかわらず、個々の業務の予定金額が決裁に明記されていないので、高松市契約規則第18条第1項の規定により、今後は、決裁または見積業者等一覧表に、それぞれの業務に係る予定金額を明記されたい。

また、当該委託の業務内容を明確に示す仕様書が作成されていないので、同規則第18条第2項の規定により、今後は、委託料の積算基礎となる業務内容を具体的に明記した仕様書を作成されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年12月17日）

高松市消防連合演習における会場設営業務委託に当たっては、高松市契約規則第18条第1項および第2項の規定により、見積業者等一覧表で予定金額を定めるとともに、当該業務内容を具体的に示した仕様書を作成し、決裁に添付して契約事務を行った。

なお、高松市消防連合演習における放送設備設営業務については、放送機器を購入し、職員で対応することとしたため、外部への委託は行わないこととした。

（消防局総務課）

2 投票所床保護用マット洗浄業務の契約事務を改めるべきもの

(1) 改善を要する事項

投票所床保護用マット洗浄業務の委託契約は、短期間に業務を履行する必要や過去の実績を理由として一者随意契約により、特定の業者と契約を締結しているが、この業務は、特に専門的技術を要するものではなく、かつ、履行期間が限定されることにより特定の業者としか契約し難いものでもないことから、今後は、高松市契約規則第18条第2項の規

定および平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」の趣旨を踏まえ、競争見積合せを実施の上、業者を決定し、契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年12月19日）

平成15年11月9日執行の第43回衆議院議員総選挙の投票所床保護用マット洗浄業務について、同月17日に3者での競争見積合せを実施し、業者を決定した。

（選挙管理委員会事務局選挙課）

3 玉藻公園入園者日報には入園者の実数を記載すべきもの

(1) 個人入園券の入園料領収済みの半券と西門および東門の個人入園者数の日報の整理は、慣習的に10人単位に調整して処理され、日々入園料収納事務および入園者数集計事務に適正性を欠く処理となっているので、入園者の実数に合致した事務処理に改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年1月16日）

西門および東門の個人入園者数の日報等の整理は、平成15年10月29日から入園者の実数に合致した事務処理に改めた。

（都市開発部公園緑地課玉藻公園管理事務所）